

申込みにあたっての注意事項

この広告募集案件は、京都府事務用封筒広告要領第2条の規定により、「京都府広告取扱要綱」に基づき、申込者及び掲載内容に制限を設けています。

下記の各項目のいずれかに該当する事業者又は事業の広告は、掲載することができませんので御注意願います。

記

○ 広告内容等の制限について（京都府広告取扱要綱第4条第2項及び第3項）

1 掲載の対象とならない事業者

- (1) 法令等に違反しているもの
- (2) 暴力団及びその構成員（暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由がある場合を含む。）
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する「風俗営業」に該当する事業
- (4) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条に規定するインターネット異性紹介事業に該当する事業
- (5) 行政機関からの行政指導を受けたにも関わらず改善を行わない事業者
- (6) 物品購入等契約に係る指名停止等の措置要領（平成16年10月1日付け6財産第370号出納管理局長通知）又は工事等契約に係る指名停止等の措置要領（平成5年6月29日付け5指第284号土木建築部長通知）に基づく指名停止を受けている事業者
- (7) 違法又は不適当な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている事業者
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続中又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中の事業者
- (9) その他府有資産を広告媒体とする広告に係る事業者又は事業として適当でないと認められるもの（京都府広告取扱基準第2参照）

2 掲載の対象とならない広告内容

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 犯罪を推奨し、肯定し、美化し、又は助長するもの
- (3) 公の秩序若しくは善良の風俗を害するもの若しくは府民生活の安心・安全を脅かすもの又はそれらのおそれのあるもの
- (4) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 政治性のあるもの
- (6) 宗教性のあるもの
- (7) 社会問題についての特定の主義又は主張を含むもの
- (8) 個人又は法人その他の団体の名刺広告
- (9) 良好な景観の形成又は風致の維持を害するおそれがあるもの
- (10) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (11) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれのあるもの
- (12) 比較広告
- (13) 懸賞広告及びクーポン付き広告
- (14) その他府有財産の性質等に照らし広告を掲載等することが適当でないと認められるもの

※ 各号の詳細は京都府広告取扱基準第3参照